

費銀五厘が現在ではグリーン落し（運搬機械を利用するもの）と稱する低賃金の荷役により噸當拾六圓に引下げられ居る聯合組朝鮮人仲仕は生活に窮乏せる結果一月十三日款願書を提出するに至つたのである。

十一、要求事項

- 1、沖積石炭荷役賃金噸當拾壹圓五厘なりしを「グリーン落し」の名義の下に拾六圓に低下せしめたるを従前通一噸貳拾壹圓五厘とせられたし。
- 2、石原産炭直接石炭荷役禁止、焚料並一般荷役を噸當拾九圓五厘を貳拾壹圓五厘に定められたし。
- 3、石原南洋郵船「サイド」焚料手續賃金噸當拾壹圓五厘を參拾壹圓五厘に定められたし。
- 4、石原「サイド」手續焚料B二口を現在出前七人の歩を三人五歩に定められたし。

人五歩に定められたし。

5、三菱焚料貳拾七圓五厘を參拾壹圓五厘に定められたし。

十二、経過

組合長は仲仕と直接關係ある小頭組合に要求書を廻付したる爲小頭組合側は一月十五日午後二時仲仕十名と會見し交渉したるも何等の妥協もならず決裂した。

仲仕側は直ちに山手通四丁目に争議團本部を設置し聯合組の荷役を爲さず運業を取行したる爲小頭組合に在りては補充仲仕を動員し三井物産より移動式グリーンを借入れ辛じて荷役を繼續し双方強硬なる態度を以て對峙するに至つたかくて對立漸次悪化せんとしたる爲同業者或は石炭商組合就産石炭鐵業互助會等各方面に影響し奉獻益々擴大するの傾向を示したる結果小頭組合は聯合組長牧野藤三郎を介し